

令和 年 月 日

（宛先）勝浦町長

申請者（ケーブルテレビサービスの加入者）

住 所 勝浦町大字

フリガナ

氏 名

電話番号

勝浦町ケーブルテレビサービス利用料補助金交付申請書兼請求書

勝浦町ケーブルテレビサービス利用料補助金交付要綱第5条の規定に基づき、勝浦町ケーブルテレビサービス利用料補助金の交付申請及び請求をします。申請及び請求にかかる条件（裏面）については、全て承諾します。補助金の交付決定に当たり、勝浦町が、申請者（同一世帯員含む。）の住民基本台帳及び各種税金（各種保険料含む。）の納付状況等を調査することに同意します。

また、事業の実施に当たり必要な申請者の情報について、勝浦町がケーブルテレビ徳島株式会社へ情報提供すること及びケーブルテレビ徳島株式会社が勝浦町へ情報提供することに同意します。

1 補助金申請請求額 7,200円

2 勝浦町ケーブルテレビサービス加入地

勝浦町大字

3 補助金振込口座（申請者名義の口座に限る。）

|       |       |       |   |
|-------|-------|-------|---|
| 金融機関名 |       | 本・支店名 | 店 |
| 口座種別  | 普通・当座 | 口座番号  |   |
| 名義人   | フリガナ  |       |   |
|       | 氏名    |       |   |

※当該振込口座の通帳の写しを添付してください。

(裏面)

#### 4 申請にかかる条件

次の承諾（確認）書の全ての項目について、必ず、確認の上、□欄に✓を付してください。全ての項目に承諾いただけない場合は、申請することができません。

### 承諾（確認）書

次の項目について、全て承諾します。

- ターミナルアダプタ（TA）撤去後は、インターネットサービスを利用できません。
  - インターネットを接続できません。
  - 現在のメールアドレスやホームページのアカウントを削除することに同意します。
- インターネットサービスを利用しない場合、御自宅に設置している機器の一部品（＝ターミナルアダプタ（TA））を取り外す必要があります。その工事にかかる対応（無料）は、直接、ケーブルテレビ徳島株式会社と調整の上、行います。
- インターネットサービスの利用を再開する場合、ケーブルテレビ徳島株式会社契約約款（勝浦町及び上勝町用）第16条に基づき、再開費用10,780円（税込）が発生します。
- インターネットサービスの利用を再開した場合、現在のメールアドレス（アカウント）が使用できない場合があります。
- 今回の申請に当たり、インターネットサービスが利用できなくなることについて、同居の御家族のみならず、遠隔地の親族等においても了承を得ています。
- 今回の申請に当たり、メールアドレス等のアカウント削除に伴う不具合（そのアカウントによる買い物や各種インターネットサービス利用ができなくなること）があっても、勝浦町にその責を求めません。

#### 5 個人情報の取り扱いについて

##### 個人情報の利用目的

ケーブルテレビ徳島株式会社は勝浦町へ以下の情報連携を行い、勝浦町はケーブルテレビ徳島株式会社から受領した個人情報に基づいて、補助金交付申請者へ交付金を支払うために利用します。

##### 連携する個人情報

- ・補助金交付申請者の個人情報
- ・補助金交付申請者のTA（ターミナルアダプタ）の回収状況
- ・補助金交付時における補助金交付申請者のケーブルテレビサービス契約状況